

重要項目説明書

兼

契約書

訪問看護ステーションそわん  
訪問看護ステーションそわん サテライト高槻

## 【重要事項説明書】

### 1. サービス事業者及び事業所の概要

#### (1) サービス提供事業者の概要

事業者名称	株式会社 あみ
代表者氏名	森岡 恭子
本社所在地	大阪府寝屋川市点野3丁目30番11号
連絡先	電話番号 072-813-9870 FAX番号 072-813-9871
法人設立年月日	平成27年8月26日

#### (2) 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
指定年月日	令和6年4月1日 令和7年9月1日
指定事業所番号	2760390688
事業所所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号グリーンライフ新町203号室
連絡先	電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860
管理者	村田 海渡
サービス提供地域	寝屋川市 高槻市 ※周辺地域も対応しています。

#### (3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
定休日	土、日、祝日、8月11日～8月15日、12月30日～1月3日 ※365日24時間体制を取っています。

#### (4) 事業の目的及び運営の方針

事業目的	株式会社あみ(以下「事業者」という。)が設置する訪問看護ステーションそわん(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営方針	・指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ・指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</li> <li>・事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。</li> <li>・事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</li> <li>・指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。</li> <li>・事業所は、提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。</li> <li>・前6項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年寝屋川市条例第55号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</li> </ul>
--	---

#### (5) 事業所の職員体制

職種	人員数
管理者	常勤1名
看護師	常勤換算2.5名以上
理学療法士	相当数
作業療法士	相当数
言語聴覚士	相当数

## 2. 提供するサービスの内容及び利用料金について

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

### (2) サービスの提供に当たって

①サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証もしくは介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

③主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。

④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

### (3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は禁止しています。

①利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書書類などの預かり

②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

③利用者の同居家族に対するサービス提供

④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)

⑥利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### (4) サービスの利用料

〈介護保険〉

○訪問看護費(要介護)

職種	利用時間	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20分未満	314	3,404円	340円	681円	1,021円
	30分未満	471	5,106円	511円	1,021円	1,532円
	30分以上1時間未満	823	8,921円	892円	1,784円	2,676円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,228円	1,223円	2,446円	3,668円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	294	3,187円	319円	637円	956円
	40分	588	6,374円	637円	1,275円	1,912円
	60分	795	8,618円	862円	1,724円	2,585円

○介護予防訪問看護費(要支援)

職種	利用時間	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20分未満	303	3,285円	328円	657円	985円
	30分未満	451	4,889円	489円	978円	1,467円
	30分以上1時間未満	794	8,607円	861円	1,721円	2,582円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,816円	1,182円	2,363円	3,545円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	284	3,079円	308円	616円	924円
	40分	568	6,157円	616円	1,231円	1,847円

※ 地域区分4級地上乗せ割合12%、1単位10.84円

※ 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合、単位数の10%減

※ 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する 利用者に対して行う場合、単位数の10%減

※ 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する 利用者に対して行う場合、単位数の15%減

※ 准看護師が指定訪問看護を行った場合、単位数の10%減

※ 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、単位数の25%増

※ 深夜(22:00~6:00)の場合上記単位数の50%増

※ 特別管理加算対象者は、初回の緊急時訪問に限り割増料金はありせん

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00	22:00～6:00

○その他加算

加算		単位数	利用料				
			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満1回につき	254	2,753円	276円	551円	826円	
	30分以上1回につき	402	4,357円	436円	872円	1,308円	
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満1回につき	201	2,178円	218円	436円	654円	
	30分以上1回につき	317	3,436円	344円	688円	1,031円	
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,252円	326円	651円	976円	
緊急時訪問看護(Ⅰ)	1月につき	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円	
緊急時訪問看護(Ⅱ)	1月につき	574	6,222円	623円	1,244円	1,867円	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円	
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,710円	271円	542円	813円	
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,000	21,680円	2,168円	4,336円	6,504円	
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,794円	380円	759円	1,139円	
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,252円	326円	651円	976円	
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円	
介護職員等処遇改善加算	1月につき	総単位数の1.8%					

□特別管理加算(1月につき)

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

●特別管理加算(Ⅰ)(重症度が高い)

- 1在宅悪性腫瘍患者指導管理
- 2在宅気管切開患者指導管理
- 3気管カニューレを使用している状態
- 4留置カテーテルを使用している状態

排泄の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません。

●特別管理加算(Ⅱ)

- 1在宅自己腹膜灌流指導管理
- 2在宅血液透析指導管理
- 3在宅酸素療法指導管理
- 4在宅中心静脈栄養法指導管理
- 5在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 6在宅自己導尿指導管理
- 7在宅人工呼吸指導管理
- 8在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 9在宅自己疼痛管理指導管理
- 10在宅肺高血圧症患者指導管理
- 11人工肛門又は人工膀胱を設置している者
- 12真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 13在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定(週3回以上の点滴注射)

#### □初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

- 初回加算(Ⅰ) 病院等から退院した日に初回の訪問看護を行う場合
- 初回加算(Ⅱ) 病院等から退院した翌日以降に訪問看護を行う場合

#### □緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

- ①常時対応できる体制にある
- ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
- 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 上記①②全てに適合する場合
- 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 上記①に適合する場合

#### □退院時共同指導加算

病  
院、診療所を退院又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中(入所中)の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に、1回(特別な場合は2回)加算されます。

#### □ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

#### □長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

#### □複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者(利用者)に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合
- 複数名訪問加算(Ⅰ) 2名の看護師が同時に訪問看護を行う場合
- 複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

#### □看護・介護職員連携強化加算

訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう、痰の吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行うとともに、訪問介護員等と同行し利用者の居宅における業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。

**□介護職員等処遇改善加算**

訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職員の賃金の改善を実施するために月1回算定されます。

〈医療保険〉 基本料金は、訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計金額となります。

○訪問看護

サービス内容	10割	ご利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
<b>■訪問看護管理療養費(1日につき)</b>					
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
2日目以降	3,010円	301円	602円	903円	
<b>■訪問看護基本療養費Ⅰ</b>					
週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
週4日目以降 ※理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
<b>■訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物の居住者)</b>					
同一日2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	2,780円	278円	556円	834円
<b>■訪問看護基本療養費Ⅲ(入院中に外泊した場合)</b>					
<b>■悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)</b>					
<b>■6歳未満は訪問看護管理療養費に加算(1日につき)</b>					
※乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円

○その他加算

<b>■24時間対応体制加算(1月につき)</b>	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
<b>■特別管理加算</b>	重症度等の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
<b>■難病複数回訪問加算</b>	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回、同一建物の3人以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円

	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物の3人以上に訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円
■ 退院時共同指導加算(月1回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算		2,000円	200円	400円	600円
■ 早朝・夜間加算 (6:00~8:00 18:00~22:00)		2,100円	210円	420円	630円
■ 深夜加算(22:00~6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円
■ 複数名訪問看護加算					
看護師と看護師の場合	2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物の3人以上への訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
■ 長時間訪問看護加算(週1回)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
■ 緊急訪問看護加算	月14日目まで (1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
■ 退院支援指導加算 90分未満の療養上の指導、支援を行う場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合		8,400円	840円	1,680円	2,540円
■ 在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000円	300円	600円	900円
■ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円	200円	400円	600円
■ 訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※施設での加算に応じ		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
■ 訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
■ 看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
■ 訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
■ 訪問看護医療情報連携加算		1000円	100円	200円	300円
■ 訪問看護遠隔診療補助料		2650円	265円	530円	795円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅰ(月1回)		1830円	183円	366円	549円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅱ(月1回) ※段階の算定区分に応じ		40円~1040円	4~104円	8~208円	12~312円

○精神科訪問看護

サービス内容		10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
■ 訪問看護管理療養費(1日につき)					
月の初日		7,710円	771円	1,542円	2,313円
2日目以降		3,010円	301円	602円	903円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物)					
(イ)1日2人					
週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
(イ)同1日3人以上					
週3日目まで	30分以上の場合	2,780円	278円	556円	834円
	30分未満の場合	2,130円	213円	426円	639円
週4日目以降	30分以上の場合	3,280円	328円	656円	984円
	30分未満の場合	2,550円	255円	510円	765円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		8,500円	850円	1,700円	2,550円

○その他加算

■24時間 対応体制 加算 (月1回)	看護業務の負担軽減の 取り組みを行っている場 合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■特別管 理加算 (月1回)	重症度等の高い利用者 の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
■ 精神科 複数回訪 問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回、同一建物3人 以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物 の3人以上に訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円
■ 退院時共同指導加算(月1回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算		2,000円	200円	400円	600円

■早朝・夜間加算 (6:00～8:00 18:00～22:00)	2,100円	210円	420円	630円	
■深夜加算 (22:00～6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円	
■ 複数名訪問看護加算					
看護師と看護士又は作業療法士の場合	1日に1回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	(同一建物3人以上)	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に2回の場合(同一建物2人まで)	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	(同一建物3人以上)	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日に3回以上(同一建物2人まで)	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	(同一建物3人以上)	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
■ 長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
■精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで (1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
■退院支援指導加算 90分未満の療養上の指導、支援を行う場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合	8,400円	840円	1,680円	2,540円	
■在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	300円	600円	900円	
■在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円	200円	400円	600円	
■訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
※施設での加算に応じ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
■訪問看護情報提供療養費(月1回)	1,500円	150円	300円	450円	
■精神科重症患者支援管理連携加算(月1回)	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
※利用者の状態に応じ	5,800円	580円	1,160円	1,740円	
■介護・看護職員連携強化加算(月1回)	2,500円	250円	500円	750円	
■訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	
■訪問看護医療情報連携加算	1000円	100円	200円	300円	
■訪問看護遠隔診療補助料	2650円	265円	530円	795円	
■訪問看護ベースアップ料Ⅰ(月1回)	1830円	183円	366円	549円	
■訪問看護ベースアップ料Ⅱ(月1回)	40円～1040円	4～104円	8～208円	12～312円	

※段階の算定区分に応じ				
-------------	--	--	--	--

### <訪問看護管理療養費>

安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に書面で提出し、主治医との連携確保、訪問看護計画の見直し等を含め、指定訪問看護の実施に関係する休日、祝日等も含め計画的な管理を継続して行った場合に支給されるものです

### <訪問看護基本療養費Ⅰ>

退院日の訪問には算定しません

### <訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物)>

同じ建物に訪問する場合

### <訪問看護基本療養費Ⅲ>

在宅に備え、一時的に外泊をしている入院患者に対する訪問看護を提供した場合に算定します。

※介護保険の場合も、算定が可能な項目です

### <訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)のハ>

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

### <加算について>

#### □特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算

#### 【特別管理加算Ⅰ】

\*特別な管理のうち重症度等が高い場合

- ・在宅悪性腫瘍患者等指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- ・気管カニューレ留置
- ・留置カテーテルを使用している状態にある者

排液の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません。

#### 【特別管理加算Ⅱ】

\*特別な管理を要する場合

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理

- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定(週3回以上の点滴注射)

#### □24時間対応体制加算

利用者や家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制で、利用者の同意を得られた場合に算定します。ご希望されない場合、時間外の対応ができない場合がありますのでご了承ください。

#### □退院時共同指導加算

入院・入所中の利用者又は家族に対して、主治医又は施設職員と共に、看護師等が療養上の指導を行った場合、在宅生活について、カンファレンスを行った場合に算定します。この加算は、退院(退所)日の翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費に加算して算定します。実際に指導が行われたのが訪問看護開始の前月であっても算定します。

(※厚生労働大臣が定める疾病等の別表7、別表8の場合で、複数日に指導した場合2回まで算定可能となります)

#### □特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な別表8に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

- 退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます

#### □退院支援指導加算

別表7、別表8に該当する、又は診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められた利用者が、保健医療機関から退院する日に在宅での療養上の指導を行った場合に1回に限り加算されます。  
※退院日の翌日以降の初回訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合に限り、死亡日もしくは再入院日に算定されます。

退院支援指導加算とは、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定されます。退院当日には訪問看護療養費は算定せず、退院日翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費の加算として、退院支援指導加算6,000円もしくは8,400円を算定します。

月末に退院の際に退院支援指導を行った場合(実際の指導が前月の場合)でも算定できます。

#### □長時間訪問看護加算

別表8、又は特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分を超えた場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

計画的な訪問に限らず、90分を超えた場合、週1日に限り算定します。

#### □複数名訪問加算

以下に該当し、看護職員がその他職員と同時に訪問した場合に算定します。

- ・別表7、別表8、特別指示書の訪問看護を受けている場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損がある場合
- ・利用者の身体的理由で1人の看護職員による訪問看護が困難と認められる場合
- ・上記に該当し、利用者又は家族の同意を得て訪問看護を行った場合

#### □ターミナルケア療養費1、2

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に退院日の退院支援指導を含め2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算します。(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます。)

●訪問看護ターミナルケア療養費1

在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

●訪問看護ターミナルケア療養費2

特養にて死亡した利用者で、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者についてはターミナルケア療養費2を算定します

□緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、計画外の緊急訪問を行った時に1日に1回加算します。

□在宅患者緊急時等カンファレンス加算

- ・通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算します。
- ・利用者の病状の急変や治療方針の変更があった場合に、主治医の求めにより関係する機関が利用者宅に一堂に会してカンファレンスを行い、共有した利用者の情報を踏まえ、利用者又はその家族に対して療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定します。(主治医と訪問看護の2者でのカンファレンスでも算定されます。)
- ・カンファレンスが開催された場合は、参加した関係者の氏名、その要点、利用者に行った指導の内容および開催日を訪問看護記録に記載します。

□在宅患者連携指導加算

- ・利用者(または家族等)の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等(電子メール、ファクシミリでも可)により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算します。情報提供があった場合は、その内容、情報提供日及び、それをもとに行った指導の内容の要点、指導日を訪問看護記録に記載します。
- ・医療関係職種間の単なる情報共有のみは算定しません。
- ・訪問看護指示書を交付している主治医との間で情報共有等の場合は算定できません。
- ・要介護(支援)者の場合は算定できません。

□訪問看護情報提供療養費1、2、3

- ・市町村、都道府県、指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合
- ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時、転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行った場合
- ・保険医療機関等に入院入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合

□看護・介護職員連携強化加算

登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、喀痰吸引等の医師の指示のもとに行われる行為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関して事業者の介護職員に対して必要な支援を行った場合に算定します。

□訪問看護医療DX情報活用加算

居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組むために算定されます。

#### □訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱ

訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職員の賃金の改善を実施するために算定されます。

#### □訪問看護医療情報連携加算

在宅で療養を行っている通院が困難な利用者の同意を得て、当該訪問看護ステーションと連携する保険医、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該利用者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り加算する。ただし、注8に規定する在宅患者連携指導加算を算定している場合は、算定しない。

#### □訪問看護遠隔診療補助料

主治医から交付を受けた訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、訪問看護ステーションの看護職員が、訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外であって、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合に、月に1回に限り算定します。

### 3.その他の費用

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額請求いたします。 (1)事業所から片道 10キロメートル未満 300円 (2)事業所から片道 10キロメートル以上 600円
死後の処置料	20,000円
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、予定訪問の前日18時までに申し出がない場合には、キャンセル料3000円を請求します。 ※ただし、利用者の病状の急変による受診や入院、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は請求しない。
必要物品の代行購入	利用者及び家族が自力での衛生材料等、必要物品の準備が困難であり、必要と判断した場合に材料費(実費及び交通費)を請求します。

### 4.利用料の請求及び支払い方法

請求方法	利用料は利用月ごとの金額により請求し、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃にお渡しします。
支払い方法	請求月末までに、下記方法にてお支払いください。お支払いの確認後に、領収書をお渡しします。 ①利用者指定口座からの自動振替 ②現金支払い

正当な理由がなく、2月以上遅延し、支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 5.虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。 管理者 村田海渡
- (2)虐待防止及び苦情解決体制を整備しています。
- (3)従業者に対する虐待防止のための研修を実施しています。
- (4)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 6.秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者様及び家族様に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に情報を漏らしません。

#### 7.緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他、必要な場合は、速やかに主治医及び関係各位への連絡を行います。

#### 8.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821(直通) ファックス番号 072-674-7820(直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償保険
補償の概要	身体・財物1名事故2億円 管理財物500万円 人格侵害1000万円

#### 9.身分証携行義務

看護職員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた際には、身分証を提示します。

#### 10.居宅介護支援事業者等との連携

(1) 居宅介護支援事業者等と密接な連携を行い、指定訪問看護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者に継続して保健医療サービス又は福祉サービスを提供できるよう必要な援助に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 11. サービス提供の記録

(1) 指定訪問看護を提供した際には、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

(2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

(3) 利用者は、事業者に対して、事業者が保存しているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 12. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を行います。

#### 13. 衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 14. 指定訪問看護サービス内容の見積りについて

##### (1) 提供予定の内容と利用料

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用料
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
加算を含めた1ヶ月あたり			

#### 15. 苦情処理の体制

##### (1) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> 訪問看護ステーション そわん	所在地 大阪府寝屋川市点野5-11-14 電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821(直通) FAX番号 072-674-7820(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00(土日祝は休み)

## 【契約書】

\_\_\_\_\_  
様(以下「利用者」といいます)と、株式会社あみの営む訪問看護ステーションそわん、訪問看護ステーションそわんサテライト高槻(以下、「事業者」といいます)は、事業者が提供するサービスの利用等に対して、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

1. 事業者は、利用者に対し、介護保険法と健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

### 第2条(契約期間)

1. この契約の期間は契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
2. 上記の契約満了日の2日前までに利用者からの契約終了の申し入れがない場合は、本契約は自動更新されるものとします。

### 第3条(訪問看護計画)

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護指示書」及び「居宅サービス計画」を基に「訪問看護計画」を作成します。
3. 事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に対し説明し同意を得た上で交付致します。
4. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「訪問看護指示書」及び「居宅サービス計画」の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
5. 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

### 第4条(サービス提供の記録等)

1. 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者本人から開示の求めがあった場合には閲覧に応じ、その写しを交付します。
3. 事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医及び居宅介護支援専門員等支援員に提出し、密接な連携を図ります。

### 第5条(利用者負担金及びその滞納)

1. サービスに対する利用者負担金は、「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。その際は改定後の金額を説明します。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をしたときは、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員に対し、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2条に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

#### 第6条(利用者の解約権)

1. 利用者は事業者に対して、7日以上予告期間を設けることで、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、ただちにこの契約を解除することができます。

#### 第7条(事業者の解除権)

1. 次の事由に該当した場合は、事業者は速やかに利用者又は家族にその理由を記載した文書にて通知し、この契約を終了します。
  - ・利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合
  - ・利用者が介護保険施設への入所や病院への入院により、概ね1カ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合
  - ・利用者が死亡した場合
  - ・事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合

#### 第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ・第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了した時
- ・第6条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- ・第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時

#### 第9条(損害賠償)

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第10条(個人情報保護)

1. 事業者は、個人情報の取り扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関するほかの法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者や家族に関する情報を適正に保護します。
2. 事業者は、サービスを提供する上に知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
3. あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
4. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
5. 個人情報に関する苦情申し立てや相談があった場合は、第11条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

#### 第11条(苦情対応)

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることは

ありません。

第12条(契約外条項等)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約は、介護保険法及び医療保険法等に基づくサービスを対象としたものであり、利用者がそれ以外のサービス(自費サービス等)を希望する場合には、別途契約するものとします。

## 【個人情報使用同意書】

訪問看護を実施するにあたり、以下の範囲で利用者及びその家族の個人情報を利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

### 記

#### <使用する目的>

利用者の居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するため、サービス担当者会議や居宅介護支援専門員、医療関係者等との連絡調整において必要な場合

#### <使用する事業者の範囲>

##### ・訪問看護ステーション内での利用

利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)、医療保険・介護保険請求等の事務、会計・経理等の事務、事故等の報告・連絡・相談、利用者への看護サービスの質向上(地域ケア会議・研修等)、利用者に係る事業所の管理運営業務

##### ・他の事業所等への情報提供

主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所との連携、照会への回答(ただし、サービス担当者会議等への情報提供は利用者に文書で同意を得ます)、家族等介護者への心身の状況、医療保険・介護保険事務の委託、審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

##### ・その他上記以外の利用目的

看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力、学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

#### <使用する期間>

サービス提供契約期間に準ずる

#### <条件>

個人情報の提供は必要最低限とし、関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと  
個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

本書二通を作成し、利用者及び事業者が署名の上、一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

重要項目及び契約内容、個人情報の取り扱いについての説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号203号室
	法人名	株式会社 あみ
	代表者名	森岡 恭子
	事業所名	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
	説明者氏名	村田 海渡

重要項目の説明を受け、該当加算の算定及び個人情報の取り扱いについて同意し、事業者とサービス契約を締結します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	続柄( )
緊急連絡先		
避難場所		

2024年4月1日制定  
2024年6月1日改訂  
2025年9月1日改訂  
2026年4月1日改訂  
2026年6月1日改訂